

船橋市介護保険事業における「船橋市介護保険事業運営協議会」について

本協議会は、船橋市介護保険条例第12条、船橋市介護保険施行規則第24条、船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱に基づいて設置される船橋市の附属機関です。

(1) 設置目的、調査・審議事項

本協議会は、介護保険事業を、市の介護サービスが公正かつ誠実に提供されているか否かのチェックや評価分析等を行うことで利用者本位の事業として運営することを目的に設置され、船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定・進捗状況に関する事項や介護保険に関する施策の実施状況調査・重要事項等の調査・審議を行います。

◆根拠法令等

- ・【船橋市介護保険条例第12条】（平成12年船橋市条例第16号）
（介護保険事業運営協議会）
第12条 介護保険に関する施策の企画立案及びその実施を円滑かつ適切に行うため、船橋市介護保険事業運営協議会を置く。
- ・【船橋市介護保険施行規則第24条】（平成12年3月31日規則第53号）
（介護保険事業運営協議会の所管事項）
第24条 条例第12条に規定する船橋市介護保険事業運営協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1)法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
 - (2)前号に掲げるもののほか、市の介護保険に関する施策の実施状況の調査その他介護保険に関する施策に関する重要事項
- ・【船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱第1条】
（設置）
第1条 この要綱は、本市の要援護高齢者及びその家族が利用する「介護サービス事業」が公正かつ、誠実に提供されているか否かのチェックや評価分析等を行い、利用者本位の事業として運営することを目的として、船橋市介護保険条例（平成12年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）第12条及び船橋市介護保険施行規則（以下「規則」という。）第24条に基づき、市長の附属機関として「船橋市介護保険事業運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。
- ・【船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱第5条】
（職務）
第5条 協議会は、次に掲げる事項について、調査・審議を行うものとする。
 - (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
 - (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況に関する事項
 - (3) 介護保険に関する施策の実施状況の調査に関する事項
 - (4) 介護保険に関する施策の重要事項
 - (5) その他市長が必要と認める事項

(2) 委員構成・任期

学識経験者、保健・医療・福祉の専門家、被保険者の代表（第1号・第2号被保険者）、要介護者等被保険者の家族の代表者（市民公募）の方々によって組織することが規定されており、11月6日（水）現在は17名の委員で構成されております。

任期は3年間であり、令和6年10月3日から令和9年10月2日までが委嘱期間となっております。

◆根拠法令

・【船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱第2条】

（組織）

第2条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 保健・医療又は福祉の専門家 10名
- (3) 被保険者の代表者 2名
 - ア 第1号被保険者の代表者 1名
 - イ 第2号被保険者の代表者 1名
- (4) 要介護等被保険者の家族の代表者 3名

3 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(3) 今後のスケジュール（予定）

| 年度 | 開催回数 | 主な議題 |
|-------|---------------------|--|
| 令和6年度 | 2月もしくは3月に 第2回を開催 | ・介護保険に関する苦情や相談の受付状況の報告等 |
| 令和7年度 | 年2回 | ・第9期介護保険事業計画の進捗状況の確認 ・高齢者生活実態調査について等 |
| 令和8年度 | 年3回 | ・第9期介護保険事業計画の進捗状況の確認 ・次期計画(素案)のパブリック・コメントの結果について ・次期計画(案)について等 |

※過去の開催実績を基に記載しておりますので、開催日数や議題が変更になる可能性がございます。委員の皆様におかれましては、開催の日程が近くなりましたら、通知をお送りいたしますので、お手元に届き次第ご確認いただきますようお願いいたします。